

# 若越郷土研究

44の6

## 諏訪の立石の刻字について

佐藤 圭

はじめに

一乗谷の南陽寺跡・湯殿跡・諏訪館跡・朝倉義景館跡にある四庭園は日本を代表する戦国時代の庭園として平成三年（一九九一）国の特別名勝に格上げ指定され、一括して「一乗谷朝倉氏庭園」と命名された。このうちの諏訪館跡庭園は上・下二段から成る林泉庭園で現在発掘によって検出された導水路・暗渠を通じて谷川の水が滝口に流されている。この下段の庭の滝正面に向けて右側の高さ四・一三メートルの巨大な滝副石は「諏訪の立石」と呼ばれ有名である。この石の表面には

佐藤 諏訪の立石の刻字について

後世の文字が刻まれている。この刻字をめぐる近代の評価は必ずしも芳しくはないが、その歴史的意義については検討の余地がある。

### 一 上田三平の報告書と著書

福井県の史跡の調査に当たった上田三平は諏訪の立石について大正十年（一九二一）に福井県内務部から発行された報告書の中で次のように述べている。

（前略）館址の南に諏訪の立石あり朝倉氏庭園の跡を見るべく館址の一として保存すべきものなりとす。然るに幕末の頃其庭園の巨石に朝倉三氏の戒名を刻したるは無意味の企といふべく敬美描く処の一乗古凶亦之を氏景貞景孝景三代の墓と記せり。一乗谷遺跡を顕彰せんとの志は喜ぶべきも附加的復旧の企は慎むべきなり。この文章から上田氏がこの刻字についてあまり好感を持たれなかったことがうかがえる。ところがその後昭和八年（一九三三）に氏が『越前及若狭地方の史蹟』では右のような論調は抹消され、次のような記載になっている。

（前略）又旧庭園の最大の立石の表面に弘化四年に刻した文字がある。即ち宗清、宗淳、宗滴三氏の法名で幕末の頃には之を朝倉氏の墓石と見做したことが知られる。

前掲の報告書では刻字の内容について十分な記述がなされていないが、この著書では事実には明快な記載になっている。恐らく上田氏は前掲報告書の記載の不備に気が付き、著書に収めるにあたってこの部分を書き直されたのであろう。しかしその後の諸氏の論調は刻字の内容ではなくしてその行為に対する非難が主となり、朝倉氏五代の当主のうち三代の墓がないために刻んだとする説や後世に富豪の庭石に搬出されるのを恐れて字を大書したというような俗説が流布している。

そうした俗説のひとつのものになっているのが「一乗谷絵図」（通称古絵図、安波賀春日神社蔵）である。この絵図は一乗谷の歴史からみると決して古いものではないが、一乗谷に関する数少ない絵図史料として貴重である。ただそこに記された文字内容については検討すべきものもみられる。この絵図によれば諏訪の立石は柵のようなもので囲われており、

その左肩に次のような注記がある。

氏景公

貞景公

孝景公

御廟所

また柵の下のところには「弘化四丁未年、吉田・青木発而造立、筆ハ心月月泉大和尚石工弥三」と記されている。この絵図では諏訪の立石の刻字は氏景・貞景・孝景三代の廟所を意味するとされている。しかし実際には上田氏が書き直されたように宗清・宗淳・宗滴という朝倉貞景・四代孝景・教景三人の法名が刻まれているのである。

## 二 朝倉集義の記録

前述のような問題が起きた一因は、刻字の判読が容易でないためかこれまでにその本文が示されなかった点にある。ところが近年福井市史の編纂に伴いその関連史料が公刊されたのでまずそれを紹介する。

文久三年（一八六三）二月加賀藩主前田斉泰の上京に供奉した加賀藩士朝倉集義は、その途中で一乗谷を訪れ、先祖の廟所に参拝し

た。また加賀への帰路には心月寺に参詣して同寺蔵の『朝倉始末記』を筆写のために借用している。集義は同年八月までに本文の書写を終え、その末尾に「祖先墳廟ノ略図」を書いて亡父への供養とした。彼が筆写した『朝倉始末記』の巻末には原本の奥書の写しの次に右の経緯が記されており、『福井市史資料編2古代・中世』に全文が翻刻されている。

朝倉集義が記したところによれば一乗谷には「義景公御廟」「敏景公御廟」「宗滴公等之廟所」以上三ヶ所の廟所があり、これらは現在の朝倉義景墓所・英林塚・諏訪の立石に対応している。この最後のものについては次のように記されている。

宗滴公等之廟所大石ニテ形チヲ不作、如左三体ヲ記ス

弘治元年九月八日

月光院殿照葉宗滴大居士

永正九年三月廿五日

長陽院殿天沢宗清大居士

天正十七年三月廿二日

性安院殿大岫宗淳大居士

横面二現心月廿八世月泉代造立之

弘化四丁未年造之

吉田運吉

青木武左エ門

此ノ廟数年廃レシヲ阿波賀ノ神社神主歎シテ、其辺暫ノ開田畑ヲ遠ケ、糞物ノケカレヲ去ラシメ再興スト、松雲庵ノ庵主物語ルナリ、

この記事は諏訪の立石に字が刻まれた十六年後に記されたものである。松雲院は朝倉館の地にあった寺院でもと朝倉孝景（初代）、義景の木像を靈屋に安置し代々の位牌を祀っていた。記事はその庵主の談話によつて書かれており、また刻字は恐らく朝倉集義が読み取つて記録したものであろう。したがつてこの記事の信頼性は高く、刻字の意味内容を理解する上で最も重要な史料となるものである。これによれば諏訪の立石は「宗滴公等之廟所」とされ、刻字の内容は朝倉貞景・孝景（四代）・教景の院号・法名と没年月日、弘化四年（一八四七）の年号と当時の心月寺住職の代、吉田・青木両氏の名などである。現在でもこれらの刻字の大部分は確認でき、文字についてはほぼ誤りないが、正確には三人の

院号・法名の下に二行割注で没年月日が記されておられ、また上部には種字（バン）が刻まれている。なお孝景（四代）の院号、法名の上には「贈正四位」と追刻されている。これは大正四年（一九一五）の贈位後になされたものである。

### 三 刻字の主体と契機

前掲の刻字の本文から諏訪の立石に文字を刻んだ発起人は吉田運吉と青木武右衛門の兩人であったことが明らかである。吉田運吉は安波賀春日神社の宮司で、『一乗谷村史』によれば明治六年（一八七三）八十五歳で没したとされるので逆算すると寛政元年（一七八九）生れとなる。したがってこの文字を刻んだ時は五十九歳であった。吉田運吉は土地の開墾や用水の整備につとめ、公共の事業に尽力した。青木武右衛門は中脇の人で代々大庄屋をつとめた旧家である。この二人は協力して天保二年（一八三一）に美濃街道の「武運橋」を架けたという。いずれも地域の有力者で社会的な指導者でもあった。

佐藤 諏訪の立石の刻字について

吉が近辺に田畠を開くことを止め汚物を掃除して廟所の再興に尽力したとされる。このことを実証するのが春日神社蔵の次の文書である。

差上申証文一札之事

一 去ル弘化四丁未年朝倉御三代之御石牌御再建被成候ニ付、私先代所持仕候字スワト申処山百坪、正銀三百匁ニ御売渡申上候処実正明白ニ御座候、其翌申年御法会御修行被遊、村方ニおるても難有奉存候、附而ハ以後外方も彼是申者有之候ハ、本人并ニ村役人共罷出、急度相嘴少茂御難題懸申間敷候、為後日此度改而一札差上候処、仍而如件、

第十二区城戸内村

本人 清兵衛◎

明治五年壬申年十月 村惣代 梅田清左衛門◎

副戸長 斎藤才右衛門◎

吉田運吉様

青木武右衛門様

三崎玉雲様

この証文は諏訪館跡の土地所有者が「朝倉御三代之御石牌御再建」のために山百坪を提

供したことを示すものである（「石牌」とは恐らく石碑の普通か石牌の意であろう）。弘化四年という年号が一致することからまさに諏訪の立石の刻字についていっているものであることがわかる。これによれば吉田・青木両氏は弘化四年に諏訪館跡の山百坪の地を子代銀払いを条件として買得し、立石に法名を刻んで廟所とし、翌嘉永元年（一八四八）には法会が営まれた。そして明治以後もそうした土地関係は続き、清兵衛の代になっても再確認されている。なお吉田・青木両氏のかに医師の三崎玉雲もこれに加わっている。これらの史料から諏訪の立石の刻字は土地の取得と整備、廟所の再興、法会の修行といった一連の朝倉氏顕彰運動の一環として理解されるべきものであることが実証される。こうした運動の直接の契機については詳らかでないが、朝倉孝景（四代）の没年が天文十七年（一五四八）で刻字の年代が弘化四年（一八四七）であることから推定して孝景（四代）の三百年忌に関連するものとみてほぼ間違いないであろう。翌年の法会もそれにかかわるものと思われ、立石に「現心月廿八世月

泉代造立之」と刻まれていることからみて当然朝倉氏の菩提寺である心月寺も関与したものと考えられる。三百年忌や法会は恐らく心月寺の主導で行なわれたのであろう。吉田運吉・青木武右衛門の兩人はこれを一乗谷で記念すべく廟所の再興をはかり諏訪の立石に字を刻んだのである。

### おわりに

一乗谷の史跡公園としての整備は近年着々と進んでいる。一方で一乗谷そのものに関する文献資料は限られており研究上のネックになっている。今後新史料の発見もありうるので切に御協力、御教示を乞う次第である。

### 注

(1) 諏訪館は朝倉義景の後妻「小少将」の屋敷と伝えられる。彼女の呼名については小少将・小将・少将と三種類の表記が軍記物にみえる。このうちの少将は少将の誤記としても、小少将と少将といずれが正しいのか微妙なところがある。ただ朝倉義景館の外濠から「少将」「少しやう」と書かれた小型の付札が八枚出土しているのでこれを彼女のもとみて少将とする説が有力である。文化十二年(一八一五)に書かれた『越前国名蹟考』に

よれば、この諏訪の立石は朝倉時代に美濃国から引いてきたものといわれる。少将の父齋藤兵部少輔は美濃から人質として一乗谷に来た人物といわれるから恐らくこの伝説は彼女が美濃から来たことと混乱して発生したものであろう。

(2) 『若狭及越前に於ける奈良朝以後の主なる史蹟(福井県史蹟勝地調査報告第二冊)』一六四ページ、一九二二年福井県内務部発行。

(3) 上田三平著『越前及若狭地方の史蹟』三二一ページ、一九三三年三秀舎発行。

(4) 山田秋甫『朝倉義景』一七〇ページ、一九三六年朝倉義景公遺徳顕彰会発行。青山作太郎『一乗谷朝倉史跡・伝説』八六ページ、一九七二年柿原俊一発行。

(5) 『福井市史資料編別巻絵図・地図』一四、一五ページ、一九八九年福井市発行。

(6) この絵図の諏訪の立石の向って右側に松らしい木が描かれているが、現状は立石と滝口の向って左側にヤマモミジの巨木が繁っており、しばしばそのカラー写真が本に掲載される。

(7) 『福井市史資料編2 古代・中世』九七三―九七六ページ、一九八九年福井市発行。

(8) 朝倉孝景(四代)の没年が天正十七年になっているのは天文十七年の誤りである。ただし立石には実際に「天正十七年」と刻まれているので集義

の読み誤りではない。

付記 本稿をなすにあたり吉田文武氏と藤原武二氏のお世話になりました。御礼申し上げます。一乗谷の古絵図は福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館第一〇回企画展図録『一乗谷の宗教と信仰』に初めて鮮明に掲載されました。